

# 肥料価格高騰対策事業(国)の申請受付について

肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に向けて取り組む生産者の皆様の肥料費を支援致します。

## 支援の対象となる生産者

令和4年度に販売実績があり、化学肥料2割低減に向けて取り組む生産者

## 支援の対象となる肥料

令和4年11月～令和5年5月までに購入したことが確認できるもの

※但し、令和4年6月～10月(秋肥)までに購入し未申請の肥料については事業対象となります。

※申請可能な肥料は「肥料法に基づく肥料」名が明記されていること。

## 申請の際に必要な書類

(1) 本年春肥(令和4年11月～令和5年5月)に購入した肥料の詳細が確認できる書類。

### 【JAより購入がある方】

JAより購入した肥料については、こちらで供給実績をご準備致します。

### 【JA以外で購入がある方】

JA以外の業者等より購入した肥料については、購入者名、肥料名、購入価格、規格(容量)、数量、購入した日付の分かる請求書及び領収書(購入明細表)、又は購入証明書が必要です。  
※購入証明書については、各自にて購入業者等へお問い合わせをお願い致します。

(2) 販売伝票等の農産物販売実績が確認できる書類

(3) 通帳(振込先希望の通帳)

## 支援の内容

化学肥料低減の取組みを行った上で前年から増加した肥料費の7割を支援金として交付。

$$\text{◆支援金} = (\text{当年肥料費} - \text{当年肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}(0.9)) \times 0.7$$

※1 価格上昇率は、国が算出致します。下記の表は参考の支援金試算額になります。

※2 国の肥料価格高騰対策事業に加え、県より上乗せ支援が準備される予定です。

価格上昇率 (1.4倍)	購入金額(円)	
	10,000	50,000
支援金(国)	1,444	7,222

この事業の詳細の説明や申請手続きについて、受付日程表をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【西都市 農林課】 園芸特産係 32-1003

【JA西都 営農部】 営農支援課 35-4129